

まちづくりニュース

◆今回のお知らせ◆

- 1 新任のごあいさつ
- 2 事業計画変更の決定について
- 3 共同住宅区・集合農地区への換地申し出について
- 4 事業の進捗状況
- 5 区画整理審議会の報告について
- 6 平成10年度事業のスケジュール
- 7 お知らせ・お願い

No. 16



水海道及び伊奈都市計画事業
伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業
区画整理通信

1 新任のごあいさつ

この度、4月1日の人事異動により茨城県県南都市建設事務所に就任致しました森でございます。本県の重要プロジェクトであります「常磐新線沿線開発」に携わることとなり、職務の重大さに身の引き締まる思いでございます。

伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業につきましては、平成5年に建設大臣の認可を受けてから6年目を迎え、平成9年度には一次造成工事、調整池の整備、保存樹の移植工事等を着実に進めて参りました。また、去る5月28日には事業計画変更の決定がなされ、これからの事業の進展が一層図られるものと思われまふ。これもひとえに皆様方のご理解とご協力の賜と感謝申し上げます次第でございます。

さて、平成10年度は、早期の仮換地指定に向けて換地設計を進めるとともに、引き続き地区内の造成工事や調整池の整備、さらには都市計画道路の築造などの工事を行っていく予定であります。また、工事の施工のため新たに借地のお願いをする地区もございますので、担当者が伺った折りには何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、職員一同、事業の早期完成を目指して努力して参る所存でございますので、地権者の皆様をはじめ関係機関の方々には、引き続きご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。新任のご挨拶とさせていただきます。



茨城県県南都市建設事務所
技監兼所長 森 邦雄

2 事業計画変更の決定について

◆事業計画変更の概要◆

事業計画変更の決定 { 決定年月日：平成10年5月28日
告示番号：茨城県告示第621号

- ◇事業名称：水海道及び伊奈都市計画事業
伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業
- ◇施行者：茨城県
- ◇施行面積：274.9ha（伊奈町:104.1ha 谷和原村:170.8ha）
- ◇施行期間：平成5年度～平成17年度
- ◇総事業費：約770億円
- ◇平均減歩率：40%

◆事業計画変更の主なポイント◆

街の玄関口である新駅周辺を賑わいと活気のある街並みとしました。

自然林を活かした水と緑豊かな地区公園周辺には、自然環境に包まれた様々な形態を形成する計画住宅地や共同住宅区を配置しました。

新駅周辺(動)と地区公園(静)等を結ぶ軸としてコミュニティー道路を計画しました。

平成7年度に実施した意向調査をもとに、集合農地区と共同住宅区を創出しました。

常磐新線と一体的に整備するために、事業名称を「一体型特定土地区画整理事業」に改めました。



3 共同住宅区・集合農地区への換地申し出について



共同住宅区

共同住宅区へ申出希望の方は施行地区内の土地に1筆単位で申し出る事ができます。

今お持ちの土地が2000㎡以上であること。

今お持ちの土地が2000㎡に満たない方でも、数人が共同で申し出ることができます。

建築物その他の工作物がない土地
(容易に移転除却できるものを除く)

地上権・永小作権・賃借権等使用収益権がない土地

申し出に必要な土地の要件とは



集合農地区

集合農地区へ申出希望の方は施行地区内の土地に1筆単位で申し出る事ができます。

現在、農業を営んでいる土地

登記簿地目が「農地」に限られます。

申し出される土地の合計が800㎡以上であること。

永小作権・賃借権などの使用収益権が設定されている場合は、その方の同意が必要となります。

申し出の期間



これらの申し出の期間につきましては

平成10年5月28日より平成10年7月27日までです。

なお、今後換地申し出の受付は行いませんので、ご希望の方は必ず申し出下さい。

ただし、申し出期間後の申し出の取り下げは一切できません。

申し出をされない土地の取り扱い

今お持ちの土地で共同住宅区・集合農地区への換地申し出をされない土地につきましては、一般住宅地等へそれぞれ換地されます。

申し出先及びお問い合わせ先

茨城県県南都市建設事務所 区画整理課

TEL 0298-59-0080

4 事業の進捗状況

平成9年度までの事業の進捗状況をお知らせいたします。



①一次造成工事及び

都市計画道路築造工事

現況の地盤を将来の計画高にするために切土・盛土を行う工事です。あわせて、都市計画道路の築造工事が行われました。



②第4調整池築造工事

調整池は地区内に降った雨水を一時的に溜め、徐々に排水路に流すことで水害を防ぐ役割を持ちます。



③天王原橋橋面工事

常磐道に架替えられた「(仮称)天王原橋」で舗装工事が行われました。

④保存木移植工事

地区内の樹木をなるべく多く残すために、造成工事が行われた区域から一時的に移植を行いました。



5 区画整理審議会の報告について

第5回区画整理審議会が、下記のとおり開催されました。

◆開催日時・場所◆

平成10年6月2日(火)

県南都市建設事務所・現地事務所(谷和原村西櫓戸)

◆議案及び審議内容◆

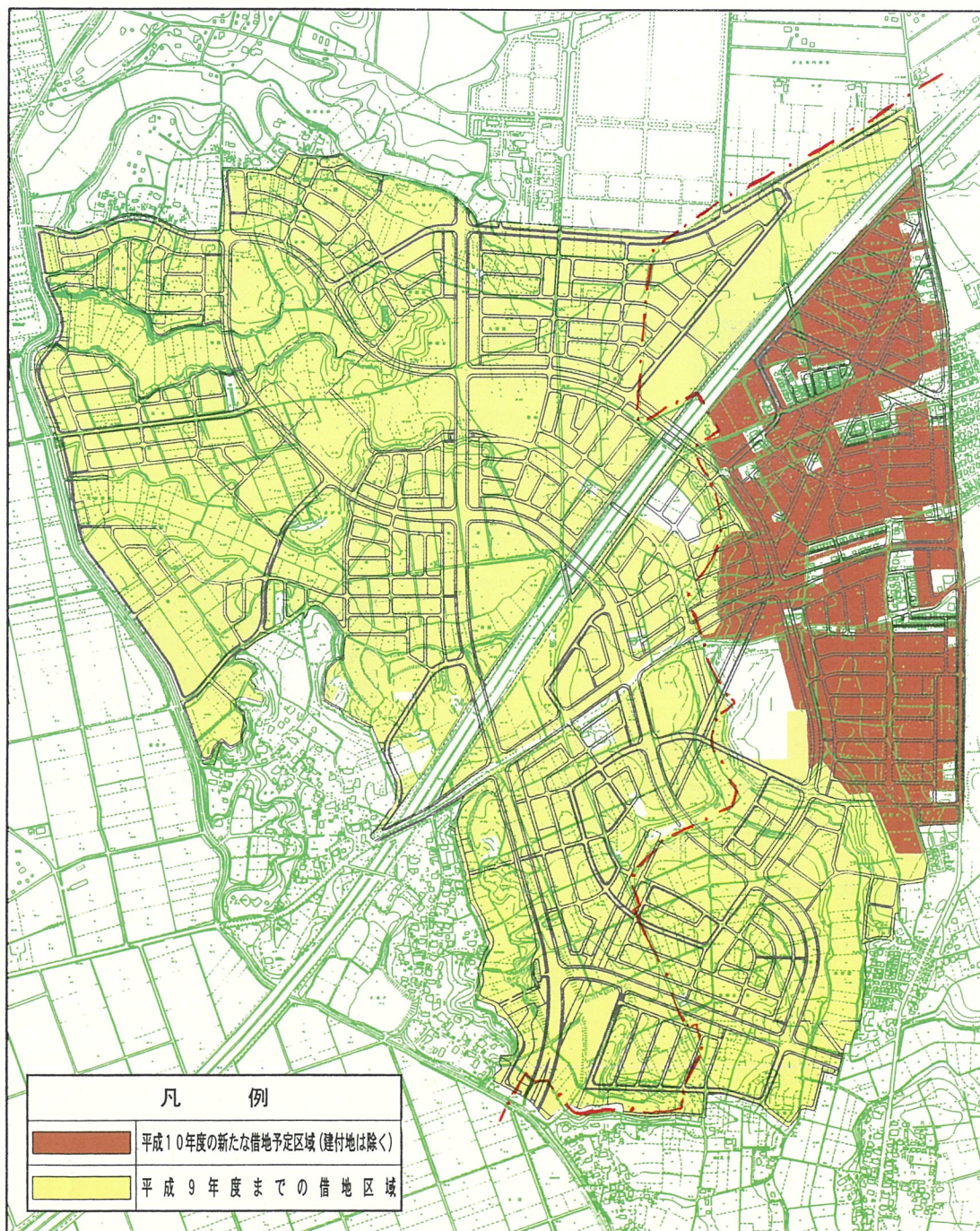
議案「評価員の選任について」が審議会に諮られ、谷和原村役場の羽田周平評価員の後任に同役場税務課長の堀越寅男氏が選任されました。

6 平成10年度事業のスケジュール

◆平成10年度借地区域のお知らせ◆

事業を進めるために皆様方の土地を順次借地させていただいております。
本年度は以下のように予定しておりますので、担当職員が借地のお願いに伺った際にはご協力をお願いいたします。

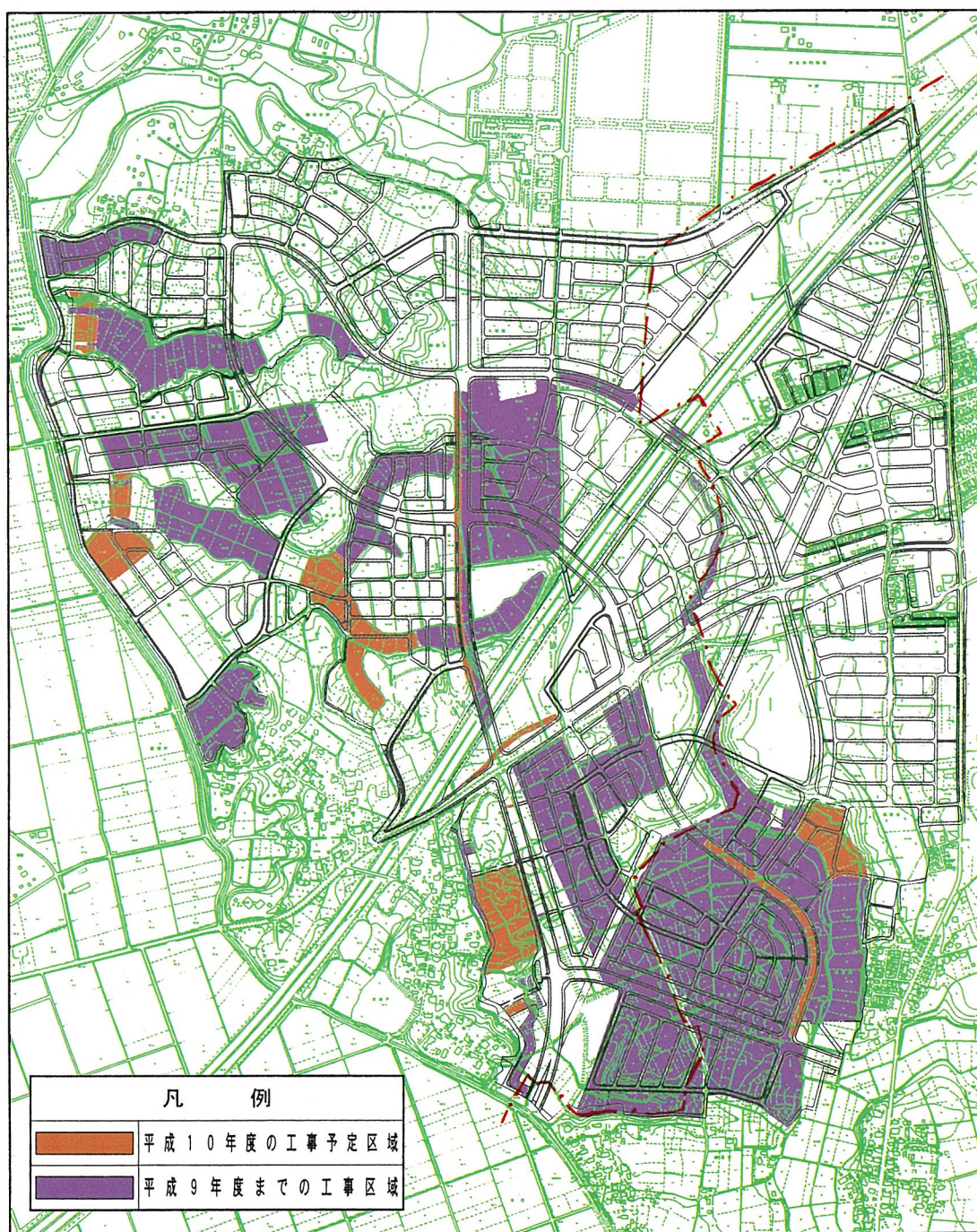
平成10年度借地予定区域



◆平成10年度工事区域のお知らせ◆

本年度は以下のような工事を予定しております。

平成10年度工事予定区域



7 お知らせ・お願い

土地区画整理事業を円滑に進めるためには、事業地内の土地の所有や借地の状況を常に把握しておく必要があります。そのため、住所及び所有権などに変更があった場合には、届出書に必要事項をご記入のうえ、県南都市建設事務所までご提出ください。ご提出いただかないと、今後重要な通知をお届けすることができなくなることがありますのでご協力お願いいたします。

届出書の用紙につきましては、下記請求先までご連絡ください。

住所や氏名が変更した時

「住所・氏名変更届出書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出下さい。

所有権など権利が変わった時

「所有権移転届出書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出下さい。

所有地を分筆したい時

法務局に申請する前に、県南都市建設事務所までご相談下さい。

ご意見・ご質問についての問い合わせ先

「所有権移転届出書」「住所変更届出書」の用紙の請求先
◎茨城県県南都市建設事務所 区画整理課 TEL0298(59)0080
◎伊 奈 町 役 場 都市計画課 TEL0297(58)2111
◎谷 和 原 村 役 場 都市整備課 TEL0297(52)3141

発行：茨城県県南都市建設事務所
区画整理課

〒305-0033

茨城県つくば市東新井15-2
ろうきんビル 5階

TEL 0298-59-0080

FAX 0298-59-0085

発行日：平成10年6月25日